

## 日本政治学会若手論文優秀賞規程

### 第1条（名称と趣旨）

日本政治学会は、若手会員の研究活動を奨励し顕彰するとともに、学会を通じた研究活動をさらに活性化するために、「日本政治学会若手論文優秀賞」を設ける。

### 第2条（対象）

前条の目的のために、以下の条件を満たす論文を審査の対象とする。

- 2 前年の大会以降、当該年の大会までに刊行された『年報政治学』に、投稿され掲載された単著論文であること。
- 3 論文の著者が、投稿の時点で次のいずれかの条件を満たすこと。
  - (1) 年齢が40歳以下である。
  - (2) 大学院修士課程または博士前期課程に入学後、18年を越えていない。
  - (3) 無期雇用契約（テニユア）の研究職についていない。
- 4 前項の条件を充足することの確認は、論文投稿申込書の確認欄を通じて行う。記載事項が事実と反する場合、当該会員は受賞資格を失う。
- 5 すでに本賞を受賞した経験のある者が執筆した論文は、審査対象から除外する。

### 第3条（選考の頻度と人数）

毎年1回、若干名を選考する。

### 第4条（選考委員会の設置）

理事会は、対象となる論文を審査するために選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、本規程に基づいて受賞論文の候補を選考し、理事会に推薦する。
- 3 理事会は、当該年度の査読委員会の正副委員長、前年度の査読委員長、当該年度年報第1号の編集委員長、前年度年報第2号の編集委員長を選考委員に任命する。
- 4 選考委員は選考委員長を互選する。委員長は委員会の運営を主に担い、理事会に対して必要に応じて審議状況を報告するほか、委員会の運営に必要な事項を提案する。

### 第5条（受賞論文の決定）

理事会は、選考委員会の推薦に基づいて、受賞論文を決定する。

### 第6条（表彰と副賞）

優秀賞は研究大会または総会において授与される。

- 2 副賞として研究奨励金5万円を授与する。

### 第7条（改廃）

本規程の改正および廃止は理事会の議決によって行う。

(2019年10月5日制定)